

府子本第 897 号
令和 4 年 10 月 7 日

各 都道府県知事 殿

内 閣 総 理 大 臣

「子ども・子育て支援施設整備交付金の交付について」の一部改正について

平成 27 年 7 月 13 日付けで「子ども・子育て支援施設整備交付金の交付について」（府子本第 202 号）を通知したところであるが、今般、別添新旧対照表のとおり一部改正し、令和 4 年 10 月 3 日から適用することとしたので通知する。

なお、各都道府県知事におかれては、貴管内市町村（特別区を含む。）に対してこの旨通知されたい。

(別添)

子ども・子育て支援施設整備交付金交付要綱（新旧対照表）

（下線部は変更点）

改正後	現行
府子本第 202 号 平成 27 年 7 月 13 日	府子本第 202 号 平成 27 年 7 月 13 日
第一次改正 府子本第 716 号 平成 28 年 10 月 31 日	第一次改正 府子本第 716 号 平成 28 年 10 月 31 日
第二次改正 府子本第 612 号 平成 29 年 8 月 1 日	第二次改正 府子本第 612 号 平成 29 年 8 月 1 日
第三次改正 府子本第 640 号 平成 30 年 6 月 29 日	第三次改正 府子本第 640 号 平成 30 年 6 月 29 日
第四次改正 府子本第 185 号 令和元年 6 月 25 日	第四次改正 府子本第 185 号 令和元年 6 月 25 日
第五次改正 府子本第 607 号 令和 2 年 5 月 25 日	第五次改正 府子本第 607 号 令和 2 年 5 月 25 日
第六次改正 府子本第 292 号 令和 3 年 4 月 1 日	第六次改正 府子本第 292 号 令和 3 年 4 月 1 日
第七次改正 府子本第 1228 号 令和 4 年 1 月 12 日	第七次改正 府子本第 1228 号 令和 4 年 1 月 12 日
第八次改正 府子本第 314 号 令和 4 年 4 月 1 日	第八次改正 府子本第 314 号 令和 4 年 4 月 1 日
<u>第九次改正 府子本第 897 号</u> <u>令和 4 年 10 月 7 日</u>	
各 都道府県知事 殿 内閣総理大臣 (公印省略)	各 都道府県知事 殿 内閣総理大臣 (公印省略)

改正後	現行
<p data-bbox="315 320 987 352">子ども・子育て支援整備交付金の交付について</p> <p data-bbox="203 443 1102 603">標記の交付金の交付については、別紙「子ども・子育て支援施設整備交付金交付要綱（以下「交付要綱」という。）により行うこととし、平成27年4月1日より適用することとしたので通知する。</p> <p data-bbox="203 652 300 684">別紙</p> <p data-bbox="331 734 972 766">子ども・子育て支援施設整備交付金交付要綱</p> <p data-bbox="203 818 566 850">第1条から第7条（略）</p> <p data-bbox="219 901 566 933">（国の財政上の特別措置）</p> <p data-bbox="203 943 1102 1350">第8条 次に掲げる施設の整備事業に係る交付金の交付額の算定にあつては、別表3及び4に基づき、交付額を算定するものとする。（この場合の交付額の算定方法は、第7条による。）ただし、対象となる施設が豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189条）第1条に規定された奄美群島、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定された小笠原諸島のいずれ</p>	<p data-bbox="1249 320 1921 352">子ども・子育て支援整備交付金の交付について</p> <p data-bbox="1128 443 2027 603">標記の交付金の交付については、別紙「子ども・子育て支援施設整備交付金交付要綱（以下「交付要綱」という。）により行うこととし、平成27年4月1日より適用することとしたので通知する。</p> <p data-bbox="1128 652 1225 684">別紙</p> <p data-bbox="1256 734 1897 766">子ども・子育て支援施設整備交付金交付要綱</p> <p data-bbox="1128 818 1491 850">第1条から第7条（略）</p> <p data-bbox="1144 901 1491 933">（国の財政上の特別措置）</p> <p data-bbox="1128 943 2027 1350">第8条 次に掲げる施設の整備事業に係る交付金の交付額の算定にあつては、別表3及び4に基づき、交付額を算定するものとする。（この場合の交付額の算定方法は、第7条による。）ただし、対象となる施設が豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189条）第1条に規定された奄美群島、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定された小笠原諸島のいずれ</p>

改正後	現行
<p>かに所在する場合は、算出された補助基準額に、0.08 を乗じて得られた額を加算するものとする。</p> <p>(1) 沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）第 4 条第 2 項に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合</p> <p>((2) 過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 6 条第 1 項に規定する過疎地域自立促進市町村計画に基づく事業として行う場合</p> <p>(3) 山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第 8 条第 1 項に規定する山村振興計画に基づく事業として行う場合（地方交付税法（昭和 25 年法律第 211 号）第 14 条の規定により算定した市町村の基準財政収入額を同法第 11 条の規定により算定した当該市町村の基準財政需要額で除して得た数値で補助年度前 3 か年度内の各年度に係るものを合算したものの 3 分の 1 の数値が 0.4 未満である市町村の区域内にあるものに限る。（創設を除く。))</p> <p>(4) 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 25 年法律第 87 号）第 12 条第 1 項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される整備の場合</p> <p><u>(5) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 16 年法律第 27 号）第 11 条第 1 項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される整備の場合</u></p> <p>第 9 条から第 18 条 （略）</p>	<p>かに所在する場合は、算出された補助基準額に、0.08 を乗じて得られた額を加算するものとする。</p> <p>(1) 沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）第 4 条第 2 項に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合</p> <p>(2) 過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 6 条第 1 項に規定する過疎地域自立促進市町村計画に基づく事業として行う場合</p> <p>(3) 山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第 8 条第 1 項に規定する山村振興計画に基づく事業として行う場合（地方交付税法（昭和 25 年法律第 211 号）第 14 条の規定により算定した市町村の基準財政収入額を同法第 11 条の規定により算定した当該市町村の基準財政需要額で除して得た数値で補助年度前 3 か年度内の各年度に係るものを合算したものの 3 分の 1 の数値が 0.4 未満である市町村の区域内にあるものに限る。（創設を除く。))</p> <p>(4) 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 25 年法律第 87 号）第 12 条第 1 項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される整備の場合</p> <p>(新規)</p> <p>第 9 条から第 18 条 （略）</p>

改正後						現行					
別表 1 (略)						別表 1 (略)					
別表 2 (略)						別表 2 (略)					
別表 3						別表 3					
算定基準 (第8条に基づき、放課後児童クラブの整備を行う場合)						算定基準 (第8条に基づき、放課後児童クラブの整備を行う場合)					
1区分	2整備区分	3種目	4基準額	5対象経費	6負担割合	1区分	2整備区分	3種目	4基準額	5対象経費	6負担割合
放課後児童クラブ(1支援単位あたり)	創設及び改築	本体工事費	第8条(1)に基づく場合 43,590千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 31,966千円 第8条(4)、(5)に基づく場合 38,359千円	放課後児童クラブの創設及び改築整備(建物の整備と一体的に整備されるものであって、内閣総理大臣が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。以下同じ。)並びに既存建物の買収のために必要な財産購入費(PFI事業及び既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合に限り。)	市町村が整備を行う場合 (通知の第1の2に基づき待機児童の解消のための放課後児童クラブの整備を行う場合) 【放課後児童クラブ整備促進事業として待機児童の解消のための放課後児童クラブの整備を行う場合】	放課後児童クラブ(1支援単位あたり)	創設及び改築	本体工事費	第8条(1)に基づく場合 43,590千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 31,966千円 第8条(4)に基づく場合 38,359千円	放課後児童クラブの創設及び改築整備(建物の整備と一体的に整備されるものであって、内閣総理大臣が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。以下同じ。)並びに既存建物の買収のために必要な財産購入費(PFI事業及び既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合に限り。)	市町村が整備を行う場合 (通知の第1の2に基づき待機児童の解消のための放課後児童クラブの整備を行う場合) 【放課後児童クラブ整備促進事業として待機児童の解消のための放課後児童クラブの整備を行う場合】
		賃借料加算	第8条(1)に基づく場合 10,127千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 7,426千円 第8条(4)、(5)に基づく場合 8,911千円	新たに土地を賃借して放課後児童クラブを整備する場合に必要な費用	国 1/3 (2/3) 【5/6】 都道府県 1/3 (1/6) 【1/12】 市町村 1/3 (1/6) 【1/12】			国 1/3 (2/3) 【5/6】 都道府県 1/3 (1/6) 【1/12】 市町村 1/3 (1/6) 【1/12】			
								賃借料加算	第8条(1)に基づく場合 10,127千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 7,426千円 第8条(4)に基づく場合 8,911千円	新たに土地を賃借して放課後児童クラブを整備する場合に必要な費用	市町村が社会福祉法人等が行う施設の整備に対して補助を行う

改正後					現行						
		特殊付帯工事費	第8条(1)に基づく場合 26,231千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 19,236千円 第8条(4)、(5)に基づく場合 23,083千円	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費	場合(通知の第1の2に基づき待機児童の解消のための放課後児童クラブの整備を行う場合) 【放課後児童クラブ整備促進事業として待機児童の解消のため			特殊付帯工事費	第8条(1)に基づく場合 26,231千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 19,236千円 第8条(4)に基づく場合 23,083千円	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費	場合(通知の第1の2に基づき待機児童の解消のための放課後児童クラブの整備を行う場合) 【放課後児童クラブ整備促進事業として待機児童の解消のため
		解体撤去工事費及び仮施設設置整備工事費	1 改築に際して既存施設を解体し撤去する場合 第8条(1)に基づく場合 2,313千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 1,696千円 第8条(4)、(5)に基づく場合 2,035千円 2 改築に際して仮施設を整備する場合 第8条(1)に基づく場合 3,444千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 2,526千円 第8条(4)、(5)に基づく場合 3,031千円 3 一部改築に際して既存施設を解体し撤去する場合又は仮施設を整備する場合は、通知の第2の2により内閣総理大臣が必要と認めた額とする。	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費	の放課後児童クラブの整備を行う場合) 国 2/9 (1/2) 【5/8】 〔都道府県〕 2/9 (1/8) 【1/16】 市町村 2/9 (1/8) 【1/16】 設置者 1/3 (1/4) 【1/4】			解体撤去工事費及び仮施設設置整備工事費	1 改築に際して既存施設を解体し撤去する場合 第8条(1)に基づく場合 2,313千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 1,696千円 第8条(4)に基づく場合 2,035千円 2 改築に際して仮施設を整備する場合 第8条(1)に基づく場合 3,444千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 2,526千円 第8条(4)に基づく場合 3,031千円 3 一部改築に際して既存施設を解体し撤去する場合又は仮施設を整備する場合は、通知の第2の2により内閣総理大臣が必要と認めた額とする。	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費	の放課後児童クラブの整備を行う場合) 国 2/9 (1/2) 【5/8】 〔都道府県〕 2/9 (1/8) 【1/16】 市町村 2/9 (1/8) 【1/16】 設置者 1/3 (1/4) 【1/4】
	拡張	本体工事費	内閣総理大臣が認めた額とする。ただし、創設に係る基準額の2分の1を上限とする。	放課後児童クラブの拡張整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費			拡張	本体工事費	内閣総理大臣が認めた額とする。ただし、創設に係る基準額の2分の1を上限とする。	放課後児童クラブの拡張整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費	
		賃借料加算	第8条(1)に基づく場合 10,127千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 7,426千円 第8条(4)、(5)に基づく場合 8,911千円	新たに土地を賃借して放課後児童クラブを整備する場合には必要な費用(施設の拡張により必要となる部分に限る。)				賃借料加算	第8条(1)に基づく場合 10,127千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 7,426千円 第8条(4)に基づく場合 8,911千円	新たに土地を賃借して放課後児童クラブを整備する場合には必要な費用(施設の拡張により必要となる部分に限る。)	
		特殊付帯工事費	第8条(1)に基づく場合 26,231千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 19,236千円 第8条(4)、(5)に基づく場合 23,083千円	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費				特殊付帯工事費	第8条(1)に基づく場合 26,231千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 19,236千円 第8条(4)に基づく場合 23,083千円	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費	

改正後

別表 4

算定基準

(第8条に基づき、病児保育施設の整備を行う場合)

1区分	2整備区分	3種目	4基準額	5対象経費	6負担割合
病児保育施設	創設及び改築	本体工事費	第8条(1)に基づく場合 59,214千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 43,424千円 第8条(4)、(5)に基づく場合 52,108千円 一部改築については、通知の第2により算出されたものを基準額とする。	病児保育施設の創設及び改築整備(建物の整備と一体的に整備されるものであって、内閣総理大臣が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。以下同じ。)並びに既存建物の買収のために必要な財産購入費(PFI事業及び既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合に限る。)	市町村が整備を行う場合 国 1/3 〔都道府県 1/3 市町村 1/3〕 市町村が社会福祉法人等が行う施設の整備に対して補助を行う場合 国 3/10 〔都道府県 3/10 市町村 3/10 設置者 1/10〕
		設計料加算	第8条(1)に基づく場合 2,961千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 2,171千円 第8条(4)、(5)に基づく場合 2,606千円	本体工事費以外に別途必要となる設計料	
		環境改善加算	第8条(1)に基づく場合 6,984千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 5,122千円 第8条(4)、(5)に基づく場合 6,146千円	子どもにやさしい環境を作り出すために必要となる費用	

現行

別表 4

算定基準

(第8条に基づき、病児保育施設の整備を行う場合)

1区分	2整備区分	3種目	4基準額	5対象経費	6負担割合
病児保育施設	創設及び改築	本体工事費	第8条(1)に基づく場合 59,214千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 43,424千円 第8条(4)に基づく場合 52,108千円 一部改築については、通知の第2により算出されたものを基準額とする。	病児保育施設の創設及び改築整備(建物の整備と一体的に整備されるものであって、内閣総理大臣が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。以下同じ。)並びに既存建物の買収のために必要な財産購入費(PFI事業及び既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合に限る。)	市町村が整備を行う場合 国 1/3 〔都道府県 1/3 市町村 1/3〕 市町村が社会福祉法人等が行う施設の整備に対して補助を行う場合 国 3/10 〔都道府県 3/10 市町村 3/10 設置者 1/10〕
		設計料加算	第8条(1)に基づく場合 2,961千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 2,171千円 第8条(4)に基づく場合 2,606千円	本体工事費以外に別途必要となる設計料	
		環境改善加算	第8条(1)に基づく場合 6,984千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 5,122千円 第8条(4)に基づく場合 6,146千円	子どもにやさしい環境を作り出すために必要となる費用	

改正後

現行

	地域の余裕スペース活用促進加算	第8条(1)に基づく場合 6,111千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 4,481千円 第8条(4)、(5)に基づく場合 5,378千円	地域の余裕スペース(公営住宅、公民館等)を活用して病児保育施設を整備するために必要となる費用
	特殊付帯工事費	第8条(1)に基づく場合 24,968千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 18,310千円 第8条(4)、(5)に基づく場合 21,971千円	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費
	解体撤去工事費及び仮施設整備工事費	1 改築に際して既存施設を解体し撤去する場合 第8条(1)に基づく場合 3,656千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 2,681千円 第8条(4)、(5)に基づく場合 3,217千円 2 改築に際して仮施設を整備する場合 第8条(1)に基づく場合 6,512千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 4,775千円 第8条(4)、(5)に基づく場合 5,730千円 3 一部改築に際して既存施設を解体し撤去する場合又は仮施設を整備する場合は、通知の第2の2により内閣総理大臣が必要と認めた額とする。	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費
拡張	本体工事費	内閣総理大臣が認めた額とする。ただし、創設に係る基準額の2分の1を上限とする。	病児保育施設の拡張整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費
	設計料加算	本体工事費の5%	本体工事費以外に別途必要となる設計料

	地域の余裕スペース活用促進加算	第8条(1)に基づく場合 6,111千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 4,481千円 第8条(4)に基づく場合 5,378千円	地域の余裕スペース(公営住宅、公民館等)を活用して病児保育施設を整備するために必要となる費用
	特殊付帯工事費	第8条(1)に基づく場合 24,968千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 18,310千円 第8条(4)に基づく場合 21,971千円	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費
	解体撤去工事費及び仮施設整備工事費	1 改築に際して既存施設を解体し撤去する場合 第8条(1)に基づく場合 3,656千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 2,681千円 第8条(4)に基づく場合 3,217千円 2 改築に際して仮施設を整備する場合 第8条(1)に基づく場合 6,512千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 4,775千円 第8条(4)に基づく場合 5,730千円 3 一部改築に際して既存施設を解体し撤去する場合又は仮施設を整備する場合は、通知の第2の2により内閣総理大臣が必要と認めた額とする。	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費
拡張	本体工事費	内閣総理大臣が認めた額とする。ただし、創設に係る基準額の2分の1を上限とする。	病児保育施設の拡張整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費
	設計料加算	本体工事費の5%	本体工事費以外に別途必要となる設計料

改正後					現行				
	環境改善 加算	第8条(1)に基づく場合 6,984千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 5,122千円 第8条(4)、(5)に基づく場合 6,146千円	子どもにやさしい 環境を作り出すため に必要となる費用			環境改善 加算	第8条(1)に基づく場合 6,984千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 5,122千円 第8条(4)に基づく場合 6,146千円	子どもにやさしい 環境を作り出すため に必要となる費用	
	特殊付帯 工事費	第8条(1)に基づく場合 24,968千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 18,310千円 第8条(4)、(5)に基づく場合 21,971千円	特殊付帯工事に必 要な工事費又は工事 請負費			特殊付帯 工事費	第8条(1)に基づく場合 24,968千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 18,310千円 第8条(4)に基づく場合 21,971千円	特殊付帯工事に必 要な工事費又は工事 請負費	

改正後

別紙様式1～11

(略)

現行

別紙様式1～11

(略)